

第68回京都大学11月祭における外部団体との連携について（補足資料）

2026年7月11日

京都大学11月祭事務局

1. 下線部分について

(1) 規制対象について

<案①>

本規制は、11月祭における活動に関連して、京大生らが外部団体と関与する行為または外部団体が11月祭に関与し又は11月祭を利用する行為を対象とする。

<案②>

本規制は、一般企画・本部企画・運営行為のいずれかに該当する行為京大生らが外部団体と関与する行為又は外部団体が11月祭に関与し又は11月祭を利用する行為を主たる対象とする。

ただし、上記に該当しない行為については、当該行為の目的・影響・リスクを勘案のうえ、全学実行委員会が定める運用指針に基づき対応する。

現行のレジュメ内では、外部団体連携行為の類型を区別せず、いずれの類型にも共通して適用される抽象的な要件を定める構成を採用している。（案①）

ただし、この場合規制の対象とすることが適当でない行為（一般来場者等の外部団体による通常の来場者活動等）が規制の対象となってしまうため、どこかの段階で適切に除外する必要がある。

これに対し、規則の実効性を高める観点からは、規則対象を一般企画・本部企画・運営行為といった類型に区分し、各類型に即した個別の要件を定める構成も考えられる。（案②）

例えば一般企画については、「当該連携行為が当事者を含めた京大生らの活動に資するもののみ」を要件とする形が考えられる。

現在のレジュメでは、今後事例集等を作成する段階で、規制対象外行為を除外することを想定して案①の抽象的な包括規定を採用している。

(2) 事前手続を許可制とするかどうか（前回資料表2に選択肢を追加して整理）

手続き方式	手続きの 必要性	事務局の役割	当該行為の実行 可否	事務局の判断への対応
事前許可制 （前回資料①・昨 年度相当）	必須	事務局が当該行為の 可否を一次的に判断 する。	許可が必須。 許可しない場合 はその理由を提 示する。	事務局への再審査請求及び 全学実行委員会に対する不 許可処分の取消しの請求手 続を設ける。 事務局の許可や助言に従っ て為された行為が規制違反 をした場合は罰則等を一定 免除する。
事前認証制 （前回より追加）	認証を受 けること は任意	規制に適合すると判 断したものを認証す る。	認証の有無に関 わらず実行可 能。	認証されたものについては 原則罰則等を免除する。 認証されずに実行した結果 規則違反をした場合は罰則 免除等は適用されない。
事前相談制 （前回資料②）	必須	相談内容が規制に適 合するかどうかの助 言を行う。	助言に従うかど うかに関わらず 実行可能。	助言に従って為された行為 が規制違反をした場合は罰 則等を一定免除する。

違反の可能性のある行為であっても実行は認められる他の方式に比べて、それらを必要に応じて防止
することが可能になる点で事前許可制は実効性が高いと考え別紙1では採用した。

(3) 強制措置及び嚴重注意処分の適用基準について（前回資料表3を下線を付して再掲）

制度案	概要
案① (昨年度相当)	I. 11月祭事務局は、外部団体連携行為等の規制に違反すると認める行為に対し、<u>差し止めをし又は罰則を適用することができる。</u> II. 11月祭事務局による取り締りに対する<u>救済制度として、11月祭事務局に対する再審査請求制度及び全学実行委員会に対する救済の請求制度を設ける。</u>ただし、11月祭期間中又はその直前になされた処分に対する全学実行委員会における救済については、可能な範囲で事後的に行うものとする。 III. 上記Iのほか、11月祭事務局は、外部団体連携行為等の規制について、11月祭参加者に対し、拘束力を有しない助言を行うことができる。
案②	11月祭事務局は、<u>全学実行委員会の承認なく</u>、個別の外部団体連携行為等に対し、<u>差し止めをし又は罰則を適用することはできない。</u> 11月祭事務局は、外部団体連携行為等の規制について、11月祭参加者に対し、拘束力を有しない助言を行うことができる。

2. 第3回の全学実行委員会における質問に対する回答

- (1) 事務局の助言の立ち位置があまり分かっていない。加えて、それが拘束力を有しない助言となると、そのような助言に従わなかった場合は事務局は許可をおろさないということになり、実質的な拘束力を有しているという懸念がある。

→

助言はグレーもしくはアウトな行為に対して、「このように変更したら全学実行委員会が定める規則に違反しないと11月祭事務局は考えるが、それに沿って実行するかどうかは京大生らに委ねられている」、という立ち位置を想定している。

また拘束力の実質的効果については、事前許可制を採る場合はご指摘のようになると考えられる。事前認証制や事前相談制の場合はあくまで助言を受け入れるかどうかは学生の判断に委ねられる。

- (2) 表3②について、そもそも直前に全学実行委員会を開催することができないため、事務局が代わりに判断を下すとあるが、この規制についてすべての事例について全学実行委員会の場で規制を行うことはできないという認識だったが、それができないとなるともはやなんのための規制・罰則を設けようとしているのかわからない。

→

ご質問の意図を読み取ることが出来なかったため、再度ご説明いただけますでしょうか。

- (3) 表2のところ、①②について、案1が11月祭事務局の許可を受けなければ行うことができない、案2の方は、事務局に相談し、助言を受けなければいけないとあるが、案①と案②で相談の形式がわかっていない。

→

①②ともに対面でもオンライン（メール・PENGUIN等）でも対応する。参考までに昨年度は、最初の企画申請手続きを行う際、外部団体連携行為に該当する可能性のある団体の方には対面で概要を聞くなどして、申請の必要性やその後の手続き案内を行った。申請完了後はメールを使ったやり取りや、場合によっては対面での面談も実施した。柔軟に対応していくつもりである。

- (4)

a. 外部団体連携行為等が数十件発生することを前提にしつつ、案②のようなものを提案していると認識しているが、昨年、規制のみ行った事例が1件しかいないため、全学実行委員会の場で議論を行うことが可能ではないか。

→

案②は外部団体連携行為の件数が多量である可能性のために提案しているのではなく、11月祭事務局の権限を過度にすることなく、学生らの自主的な判断に委ねることを意図して、選択肢の一つとしているものである。特に慎重な判断が求められる重要議案について全学実の場で議論することは可能であると考える。

b. ゼロベースでの議論とあるが、今後の全学実において具体的な規制について議論していく中で、参考にしながらできるのではないか。

→

申請のあった全ての事例に対して全学実において議論することは実務的に不可能に近いが、重要事項に限ってであれば可能ではあるという認識である。

c. 表2①について、事務局の許可を受けるのではなく事務局に申請をしなければいけないとし、判断の主体は全学実行委員会であるとしても現実的なのではないか。

→

事務局としては実効性確保の観点から事前許可制を提示しているが、判断権限を事務局に付与しないという趣旨が全学実の場で優先されるのであれば、その趣旨に沿う選択肢としてそれ以外の事前認証制や事前相談制を提示している。

- (5) 11月祭期間中または直前の開催が難しいとあるが、こういった事例に対して緊急の全学実行委員会の開催についてどのように考えているのか。またそのような場合に事務局が取締判断を行った場合、責任はどこにあるのか。

→

会場の確保や委員長との日程調整等を要し、またここに参加している事務局員にも別の業務が想定されているなど、開催は実務的に難しいと考えている。

基本的に事務局が責任を負うものであると考えている。

- (6) 規制対象行為がかなり抽象的であり解釈の幅が大きそう。11月祭事務局はどこまでソリッドな判断が出来ると考えているか。

→

過去2年間の先例集の審議や、想定事例について今年度の規則と照らし合わせて全学実行委員会において事前審議をすることにより、一定高い精度で判断が行えるのではないかと考えている。